

# 与那原町 ごみの正しい分け方・出し方

**あさ8時30分までに  
出してください**

～ 守ろう! ごみの出し方三原則 ～

(下記のことを守らない場合、収集できません)

**きまったごみ** 分別して、決められた方法

**きまった日時** 指定日の朝8時30分、までに

**きまった場所** 一戸建ては**門口**、共同住宅は**管理者指定の場所**へ

## 資源ごみ

### ◆古紙・古布類

#### 新聞紙



※新聞紙とチラシは混ぜて出せます。

#### 紙パック



※牛乳パック等は、水ですすいで切り開いてください。中がアルミのものは「燃やすごみ」へ。

#### 段ボール



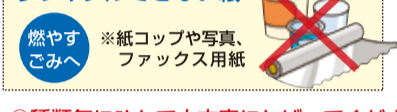
※テープ、ホッチキスは除く

#### 雑がみ・本



※雑がみは、ビニールなどをはぶき、雑がみだけをしばって出すか、本などにはさんでしばって出してください。

#### リサイクルできない紙



※紙コップや写真、ファックス用紙  
○種類毎にひもで十文字にしぼってください。袋には入れないでください。  
○雨に濡れるとリサイクルできません。雨の日は次回に出してください。

#### 衣類



●古着  
●セーター  
●ジャンパー  
●ジーンズ  
●背広 など

※下着類、毛布、カーテン等  
○燃やすごみへ

### ◆缶・びん・ペットボトル類

透明半透明の袋

#### 缶



●アルミ缶  
●スチール缶  
●缶詰の缶  
●おかし缶  
●オイル缶など

#### びん



●ワンウェイびん  
●コーヒー  
●ワイン  
●つゆ  
●ジャム

#### ペットボトル



●ペットボトル  
●キャップ

※ボトルとキャップは分けて出してください。



※ラベルは、はがして燃やすごみへ。

リサイクルできるPETボトルの種類  
●飲料用・酒類用  
●調味料用

○燃やすごみへ  
※油のボトル

資源ごみとその他のごみは離して出してください。陰になり回収できないことがあります。

### 町指定ごみ袋

## 燃やすごみ

○ごみ袋は必ず口をしぼってから出してください。

#### 生ごみ



●野菜くず  
●茶かす  
●残飯など

#### 枝・草葉類

草の葉(葉がついた細い枝)などは指定袋で出してください。枝は、長さ50cm以内、太さ10cm以内のものを1人で持てる程度に束ねてください。(1回あたり、2束もしくは2袋まで) ※枯らして出してください。

#### その他

●ゴム  
●皮革類  
●ティッシュ  
●紙おむつ  
●下着  
●カーテン  
●毛布 など

※ふとんはひもで縛って出してください(指定袋は不要)。  
※食用油は容器に入れ、袋に入れて出してください。

#### プラスチック類

●ビニール  
●発泡スチロール  
●ビデオテープ  
●CD・DVD  
●洗剤等のプラスチックボトル など

#### 家庭用生ごみ処理機 奨励金について

家庭から出る生ごみを自己処理しようとする方に対し、奨励金を交付しています。詳しくは農水環境安全課までご連絡ください。

1世帯あたり5袋以内を指定袋で出してください。

### 町指定ごみ袋

## 燃やさないごみ

○ごみ袋は必ず口をしぼってから出してください。

#### 金属類



●なべ  
●やかん  
●フライパン  
●金属製の水道  
●金属製のおもちゃ など

#### ガラス・陶器類



●ガラスコップ  
●手鏡  
●茶わん  
●皿  
●花瓶  
●土鍋 など

#### 小型電化製品

●アイロン  
●ドライヤー  
●電話機  
●電卓  
●家庭用ゲーム機 など

#### その他

●スケート靴  
●ネジ  
●ペンキ缶など  
※中身が残っているペンキ缶は「危険ごみ」へ

#### 指定ごみ袋の「小」に入るもの。

※電池は「危険ごみ」へ  
※携帯電話は契約店へお問い合わせください。

1世帯あたり「燃やさないごみ」「危険ごみ」合わせて5袋以内を指定袋で出してください。

### 町指定ごみ袋

## 危険ごみ

○ごみ袋は必ず口をしぼってから出してください。

#### 蛍光灯・電球など



●蛍光灯  
●電球  
●水銀体温計  
●乾電池

#### ライター・スプレー缶



●ライター  
●スプレー缶  
●カセットボンベ など

#### 充電電池やボタン電池は販売店や家電量販店へ。

※中身は使い切ってください。

#### 割れたガラスなど



●割れたコップ  
●割れた鏡  
●割れたびん  
●刃物類など

#### その他

●画紙  
●縫い針  
●くぎ  
●中身の残ったペンキ缶やオイル缶など

※紙で包む場合は「キケン」と表示し指定袋に入れてください。

### 町指定処理券

## 粗大ごみ

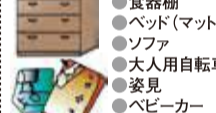
○1個または、1束につき処理券1枚をはってください。処理券はスーパー・コンビニ等のレジで購入できます。

#### 与那原町粗大ゴミ処理券



見本 大

¥900 重さが10kg以上又は大きさが1m以上のもの



#### 与那原町粗大ゴミ処理券



見本 小

¥450 重さが10kg以下かつ大きさが1m以下のもの



●針がね、ハンガー(金属製)、コード類、傘は燃やさないごみ袋に入れて出してください (処理券不要)

1回に出せる量は(大)は1個、(小)は2個までです。処理券を貼り付け出してください。

## 町では収集しないごみ

- 引っ越し、畳の取り替え、日曜大工などによって生じた一時多量ごみ。(直接搬入してください)
- 空き地や墓地などの清掃によって生じたごみ。(直接搬入か自己処理してください)
- 新築、増築、改築などによって生じたごみ。(請け負った事業者処理してください)
- 建築廃材、コンクリートなど、法律に定める産業廃棄物。(産業廃棄物処理業者へ)
- 化学薬品、農薬、劇薬、タイヤ、バッテリーなど(販売業者や専門の処理業者へお問い合わせください)
- 注射針等の医療廃棄物。(注射針等については各医療機関にお問い合わせください)
- 店舗、会社、事業所などの事業活動によって生じたごみ。(町の許可業者と契約し、収集させていただきます)



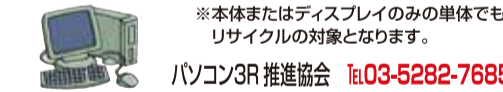
## リサイクル法により定められたもの

家電4品目 販売店へ問い合わせください。



●テレビ ●冷蔵庫(冷凍庫) ●洗濯機(衣類乾燥機) ●エアコン

パソコン メーカーへ問い合わせください。



※本体またはディスプレイのみの単体でもリサイクルの対象となります。パソコン3R推進協会 TEL03-5282-7685

## 地区別ごみ回収曜日表

あさ8時30分までに下して下さい。

地区名	燃やすごみ	燃やさない危険粗大	資源ごみ
当添区	月・木	水	木
板良敷区	月・木	水	木
江口区	火・金	水	月
森下区	火・金	土	水
中島区	火・金	土	水
新島区	月・木	土	水
浜田区	月・木	土	水
与那原区	火・金	水	火
東浜区 A区域	月・木	土	火
東浜区 B区域	火・金	土	火
大見武区	月・木	土	火
上与那原区	月・木	土	月



## ごみ収集が休みの日

- 年末年始  
資源ごみ → 12月30日～1月3日  
燃やすごみ等 → 1月1日～1月3日
  - こどもの日(5月5日)
  - 勤労感謝の日(11月23日)
  - 台風などの災害時
- ※暴風警報発令中は、ごみ収集業務を中止します。台風の時は、ごみを出さないでください。なお、臨時収集を行う場合は広報等でお知らせします。

## ごみの直接搬入について

引っ越しごみや日曜大工など、一時的に大量に排出されるごみの処理は個人の責任で処理する事になっています。このような一時多量ごみ等については、与那原町役場生活環境安全課窓口にて申請手続き後、東部環境美化センターへ直接搬入(自己搬入)することができます。直接搬入時の処理手数料など、詳しくは生活環境安全課までお問い合わせください。

## 不法投棄、不法焼却は絶対ダメ

不法投棄、不法焼却は法律で禁止されています。違反者には、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金が科されます。不法投棄、不法焼却は絶対に行わないで下さい。

ごみについてのお問い合わせ先 **与那原町役場 生活環境安全課 TEL945-4688**

<http://town.yonabaru.okinawa.jp/>